

下里・青山板碑製作遺跡と保存活用の取り組み

埼玉県比企郡小川町教育委員会 吉田義和

1 伊豆と武蔵(中世前期)

(1) 伊豆山・願成就院・慈光寺

○『吾妻鏡』文治5年(1189)年6月29日条

奥州合戦の必勝祈願で、源頼朝が武蔵慈光山に愛染明王像等を送る。治承3年(1179)に流人だった頼朝が伊豆から安達盛長を遣わして署名を刻んだ洪鐘を寄進したという(確証なし)。

この月、伊豆願成就院が上棟され、頼朝の軍は翌月に鎌倉を進発し宇都宮にも奉幣。慈光寺、願成就院ともに12世紀後半の陰刻下向き剣頭文軒平瓦、三巴文軒丸瓦が出土。

○『吾妻鏡』建久3年(1192)5月8日条

後白河法皇死去に伴い、鶴岡八幡宮寺諸職の義慶・重慶・勝長寿院恵眼を導師として初七日以降仏事が続けられた。三十五日仏事の際に、四十九日仏事は百僧供とし鎌倉中並びに武蔵・相模・伊豆の主要寺社の供僧に参集が命じられていた。

<p>鶴岡廿口 箱根山十八口 高麗寺三口 大倉観音堂一口 浅草寺三口 国分寺三口也</p>	<p>勝長寿院十三口 大山寺三口 六所宮二口 窟堂一口 真慈悲寺三口</p>	<p>伊豆山十八口 観音寺三口 岩殿寺二口 慈光寺十口 弓削寺二口</p>	<p>僧衆 云々</p>	<p>白布三段・袋米一也、主計允行政・前右京進仲業奉行之 南御堂被修之、有百僧供、早日各群集、布施、口別 (建久三年五月) 八日己卯、法皇四十九日御仏事、於 南御堂被修之、有百僧供、早日各群集、布施、口別 有御帰依也、去治承三年三月二日、自伊豆国遣御使 盛長、令铸洪鐘給、即被刻御署名於件鐘面云々</p>	<p>(文治五年六月) 廿九日丁巳、日来御礼敬愛染王像、被 送于武蔵慈光山、以之為本尊、可抽奥州征伐御祈 禱之由、被仰舍别当嚴耀并衆徒等、当寺者、本自所 有御帰依也、去治承三年三月二日、自伊豆国遣御使 盛長、令铸洪鐘給、即被刻御署名於件鐘面云々</p>
---	--	---	------------------	--	--

(2) 仏像

慈光寺木造宝冠阿弥陀如来坐像

慶派の優品。同じ表現の京都泉涌寺悲田院像、建仁元年(1201)広島耕三寺(伊豆山)

下常行堂本尊)像(ともに快慶作)と比べると、W字状の衣文や脚部の均一的衣文表現に形式化と捉えられる違いがみられ、慈光寺像の時代がやや下ると考えていた。しかし近年、これは平安時代風の保守性を示すもので、源頼朝から鎌倉勝長寿院の造仏を任された奈良仏師成朝(定朝様の正系と認識されていた)の作風(遺例はなし)を考える場合に慈光寺像の作風が参考になるのではないかという「一案」が示されている(金沢文庫 2018 特別展『運慶 鎌倉幕府と靈驗伝説』図録)。

参考:愛知県財賀寺宝冠阿弥陀如来坐像…安達盛長関連か(山岸公基 2016『普門寺旧境内-総合調査編-』豊橋市教育委員会)

ちなみに、奈良仏師について、静岡瑞林寺の治承元年(1177)地藏菩薩坐像(運慶の父康慶作)は、箱根社別当や武蔵七党小野氏に関わった可能性が指摘され(牧野あき沙 2005「瑞林寺地藏菩薩坐像の銘文と仏師康慶」『美学・美術史学科報 28』跡見学園女子大学)、こうした奈良仏師が頼朝挙兵以前から東国武士と関係があった可能性がある。

(3) 唱導

澄憲 建仁3年(1203)没 — 九条家 — 嵯峨积迦堂(清凉寺)

『転法輪鈔』 「伊豆堂(願成就院)供養表白」

『积門秘鑑』 「浄行三昧尺 武州慈光寺常行堂供養之次注之」

2 板碑とは何か

(1) 概要

- 鎌倉時代から戦国時代、中世と言われる時代に盛んにつくられた石塔の一種。
- 全国各地につくられたが、特に関東地方に多く、5万基にのぼる。
- 関東地方に多く見られるのが、青緑色で、薄く板状にはがれやすく、加工もしやすい上、彫刻も残りやすい、「緑泥石片岩」(青石)という石でつくられたもので、埼玉県を中心に広がり、「武蔵型板碑」と呼ばれる。
- 武蔵型板碑は、頭の部分を三角形の山形にして、二条の溝状の線を刻み、梵字(種子)や図像で仏を表すのが一般的な形。大きさは、5mを超える大きなものから、20cm程度の小さなものまである。
- 青石の美しい色と、薄く加工しやすいという特徴を生かして、細かい彫刻が施されたものもあり、美術的にも優れたものも多い。青石の板碑が関東各地に受け入れられた理由の一つに、中世の人々の青い色へのこだわりがあったのかもしれない。

(2) 板碑の始まり

- 11世紀、権力争いや地方政治の混乱、災害などによって世の中が乱れた頃、末法思想(仏教の思想で「末法」の世が始まると考えられ、釈迦の教えが守られなくなり世の中が乱れるとされた)、浄土信仰(阿弥陀如来を信じれば、苦しみのない世界、

極楽浄土へ行けるという教えで、それを信じなかったり、悪いことをすると、地獄に落ちると言われた)が広まった。

- それとともに、堂を建てたり写経したりして仏を供養することで、極楽浄土へ行けると考えられるようになり、各地で仏堂建立・仏像造立・経塚造営などが行われた。
- 同様に、木や石、粘土で小さな塔をつくって供養することも広まった。
- 12世紀の終わり頃、源頼朝が、相模国の鎌倉に幕府を開いたが、古い板碑は鎌倉幕府を支えた東国武士の本拠地や彼らが信仰した寺院周辺に見られることが多い。また、武士の名前が刻まれていることもあり、浄土信仰を背景に、地域の有力者である武士たちが板碑をたてたと考えられている。
- 現存する日本で一番古い板碑は、熊谷市にある嘉禄3年(1227)のもので、青石に阿弥陀如来の図像が彫られている。

(3) 板碑の造立目的と消長

- 「慈父・悲母」「孝子」などと彫られたものがあり、親・先祖の冥福を祈って、追善供養したことが分かる。
- 「一結衆」「別時念仏衆」など、人々が集団で阿弥陀仏の名を唱える「念仏」のためにたてられたものもある。
- 生前に自分の死後の冥福のために行う「逆修」供養のためにたてたものも多い。
- 古い板碑は幅が広く厚いものが多く、だんだんと小型化し、数も多くなる。板碑を立てて供養することが一層浸透し、それに伴って青石を求める人たちが一段と増え、大量に切り出せるよう工夫がなされたと考えられる。
- 現存する板碑の数は、14世紀中頃、南北朝時代をピークとして、その後減少する。しだいに五輪塔や宝篋印塔など、板碑以外の石塔も広まったことが、板碑が減少した原因の一つと考えられている。
- 板碑は、15世紀以降もなくなることはなかった。小型化した板碑には、種子や年月日のほかには、法名とよばれる仏教を深く信仰した人や亡くなった人につけられる名前だけが刻まれるものが多くなり、墓碑のようにたてられるようにもなった。
- また、大きな板碑には、月待、庚申待の供養などのためにたてられ、これに参加したたくさんの人の名前が彫られたものが見られる。これらは、本来の仏教行事とは異なるもので、極楽往生だけでなく、作物の実りなどこの世(現生)での利益を祈る民間信仰の行事の時にも板碑がたてられるようになった。はじめは武士たちがたてていた板碑も、一般の人たちに広がっていったと考えられる。
- こうして、中世を通じてたてられ続けた板碑も、16世紀の終わり頃を最後につくられなくなった。その理由ははっきりしていないが、江戸時代になり、家や村、仏教のあり方、民間における多様な信仰の浸透など、社会の変化によって、位牌や墓石が普及するようになったことなどが考えられている。

(4) 板碑と製作地

- 緑泥石片岩（青石）は、今の埼玉県小川町で採石され、板碑の形にまで仕上げられて各地に運ばれた。まさに小川町は「青石の里」であり、「板碑のふるさと」。
- 板碑は、日本の中世を代表する文化財で、歴史を物語る重要な資料。下里・青山板碑製作遺跡は、その歴史を解明する上でも、極めて重要な遺跡。

3 下里・青山板碑製作遺跡

(1) 概要

武蔵型板碑の生産地は、緑泥石片岩（青石）の分布などから、古くから長瀬と下里ではないかといわれてきた。

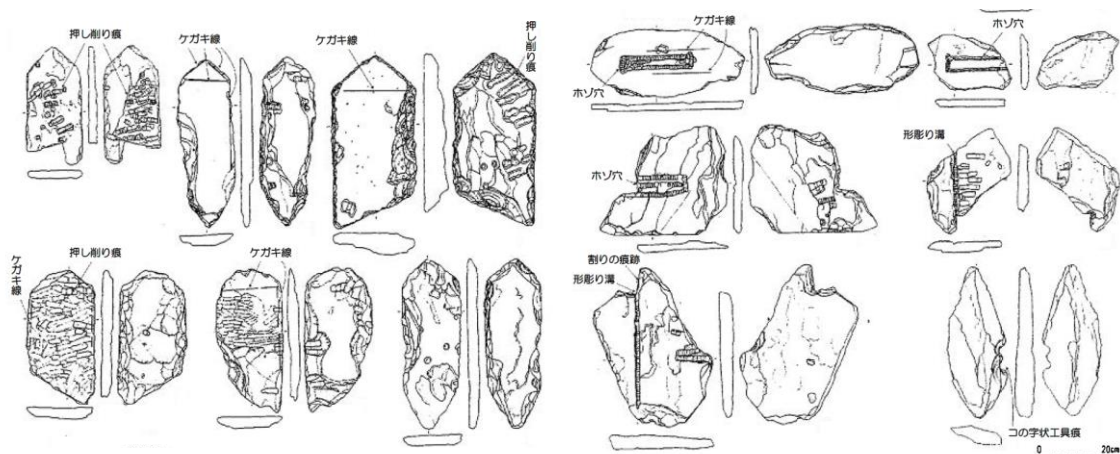
下里の割谷地区や西坂下前A地区では多くのズリ（石材の採掘や加工に伴う不用の端材・廃石）の中に、板碑に見られるようなノミによるキャタピラー状の連続押し削り痕のある石材が見られることも知られていた。

しかし、下里では近世から現代まで青石の採掘が行われており、中世の板碑の石材を切り出していた場所であると確定することが長い間できなかった。

そうした中、研究者が割谷地区の露頭の周辺を丹念に調査したところ、板碑の形に整えられた「板碑未成品」や台石の作りかけの破片などが見つかり、小川町教育委員会による発掘調査でヤ穴痕のある青石や板碑未成品、工具痕や成形の際のケガキ線（外形線）・形彫り溝（分割線）がある青石などが検出された。

さらに、同様の露頭やズリ、板碑未成品や工具痕のある石が見られる場所が大字下里・青山地区に合計 19 か所も発見され、この一帯が青石を切り出し板碑の形にまで整えた「板碑製作遺跡」であることが確認された。

これらの遺跡のうち、比較的規模が大きく、測量調査が実施された下里地内の割谷地区・西坂下前A地区、内寒沢地区が平成 26 年(2014)に国の史跡に指定された。



(2) 遺跡の特性

- ①採掘から板碑形へ加工するまでの工程を知ることができる遺跡
- ②武蔵国における板碑生産の中心的な遺跡（群）
- ③板碑に象徴される中世の精神文化を知る上で重要な遺跡
- ④遺跡周辺の諸環境から緑泥石片岩（青石）と地域の関わりを知ることができる

遺跡	下里・青山板碑製作遺跡				他の遺跡	他の遺跡	他の遺跡
製作工程	採掘	分割 (小割り)	成形 (粗成形 1)	調整(整形)1 (粗成形 2)	調整 (整形) 2	彫刻	装飾
作業	○露頭・岩盤から採掘	○水平分割 (横割り) ○平面分割 (縦割り)	○板碑形に成形 (割り)	○表裏・側面の粗仕上げ (削り)	○表裏・側面の仕上げ (研磨)	○二条線・額部の彫刻 ○種子・蓮座・銘文等の彫刻	○研磨 ○金箔・彩色による装飾
痕跡	○採掘坑 ○階段状の岩盤 ○ヤ穴痕	○平面コ字状工具痕 ○断面掃鉢状工具痕	○ケガキ痕 ○側面敲打痕 ○形彫り溝	○押し削り痕	○研磨痕	○割付線 ○ノミ痕 ○研磨痕	○研磨痕 ○彩色痕

(3) 遺跡を構成する諸要素

- ①史跡の本質的価値を成す諸要素
 - ア 採掘によると考えられる現存遺構及び地形
 - イ 発掘調査等で検出された板碑製作遺跡に関する遺構及び地形
 - ウ 地上及び地下遺構と一体的に捉えられる緑泥石片岩を包含する地形
 - エ 地下に埋蔵されている板碑製作遺跡に関する遺構
 - オ ズリ等の不用石材を含む板碑製作遺跡に関する遺物
- ②指定地において本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素
 - ア 直接的に遺構等に関連しない地形、地質、立地条件に関する自然的要素
 - イ 地形や表層土壌等に応じて自生したり植栽された樹木などの自然的要素
 - ウ 崩落を防ぐための石積み、緑泥石片岩で構築された炭焼き窯等の構造物など、人びとの生活や生業などに関する社会的要素
- ③史跡等の適切な保存管理と深く関連する、史跡周辺地域の環境を構成する諸要素
 - ア 未指定の下里・青山板碑製作遺跡
 - イ 寺院及び寺院跡、板碑や緑泥石片岩を利用した石碑・墓碑等、城跡などの歴史的要素
 - ウ 自然と人との関わりの中で、その土地で営まれてきた歴史が刻み込まれている歴史的・文化的景観
 - エ 緑泥石片岩を用いた敷地土留、家屋基礎、水路護岸等の石積み等の土木構造物などの社会的要素

4 遺跡の保存と活用

(1) 基本目標と基本方針

基本目標

○板碑製作遺跡の保存活用を通じて 里山の青石の文化を再発見し 歴史・文化を
未来につなぐ まちづくり

基本方針

- ①武蔵型板碑の生産地として、その価値を保存するため、史跡の恒久的な保存を図る。
- ②史跡の価値や魅力をわかりやすく伝え、一般公開を進める。
- ③わが国における板碑の研究及び情報発信の拠点とし、継続的な調査・研究・教育を進める。
- ④青石と下里・青山地域の人々の暮らしぶりが体感できる活用の仕組みを創る。
- ⑤町民参加型による遺跡の保存活用の体制や仕組みを構築する。

(2) 保存管理の方針

- ①公有地化を図る。
- ②Ⅰ区分は、原則として遺跡の調査研究・整備・活用に資する行為のほかは現状変更を認めない。
- ③Ⅰ区分の管理手法は、維持管理、復旧（修理）、改良に区分して保存を図る。
- ④Ⅱ区分は、地権者の理解と協力を得て、主に景観保護の視点から維持管理を図る。
- ⑤Ⅰ・Ⅱ区分の範囲内にある土砂災害警戒区域は、関係機関と連携して現況の維持と史跡の保護を図る。
- ⑥周辺環境を構成する未指定の板碑製作遺跡や寺院跡等は、埋蔵文化財包蔵地として保存を図る。
- ⑦史跡の周辺環境を構成する諸要素は「青石の里」として景観保全を進める。

(3) 活用の方向性

- ①武蔵型板碑の生産地、「板碑のふるさと」としてイメージづける。
- ②下里・青山板碑製作遺跡の全体像を捉え活用する。
- ③地域の歴史・文化を学ぶ場として、遺跡を活用する。
- ④下里・青山地区に残る「青石の文化」を保全・活用する。
- ⑤遺跡の保全を前提として質の高い観光資源として活用する。

(4) 整備の方向性

- ①整備は割谷地区、西坂下前 A 地区、内寒沢地区を優先的に進める。
- ②見学の回遊ルートの設定、誘導標識や説明板などの設置を早期に進める。
- ③樹木や下草の適正な管理を行い、保存活用の環境整備を図る。
- ④保存と整備に向けた計画的な発掘調査を進める。
- ⑤整備は、短期的、中・長期的に取り組むべきものに分け計画的に行う。

⑥活用の拠点となる施設整備を検討する。

5 文化財とまちづくり

※参考：田村明氏、松下圭一氏の著作

(1) 文化財保護とまちづくりの計画

- 「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」（文化財保護法）…保存と活用
- 計画策定…文化財の保護によって考えられる（構想される）、まちの未来像・コンセプトを見据え、それをビジョン化（総合化）する。
 - 理念（ユートピア）と目標（リアリティ、帰着点）
 - 未来＝過去・現在の経験を踏まえ、模索される。
- まちづくり…「理念」をかかげて「現実」をそれに近づけていこうという「実践」過去から未来への連続した流れのなかの現在として行われる。
 - 現在の条件から未来を発明する（現在の傾向を未来に延長するのではない）
 - 過去を喪失したまちの未来像は？（個性の喪失につながる）

(2) 留意点

①文化財・歴史的遺産の価値

○文化資本

誰もが受け入れて味わうことができる性格（非排除性）を持ち、社会全体に役立つ公共財。破壊し価値を失えば、元の価値は取り返せず、新たな価値も生めない。⇒その価値を少しでも失うようなことがあってはならない。

○社会資本

文化財の総合的な保護としての対象となる土地や景観、自然や環境も地域住民の基本資産・共同資産。

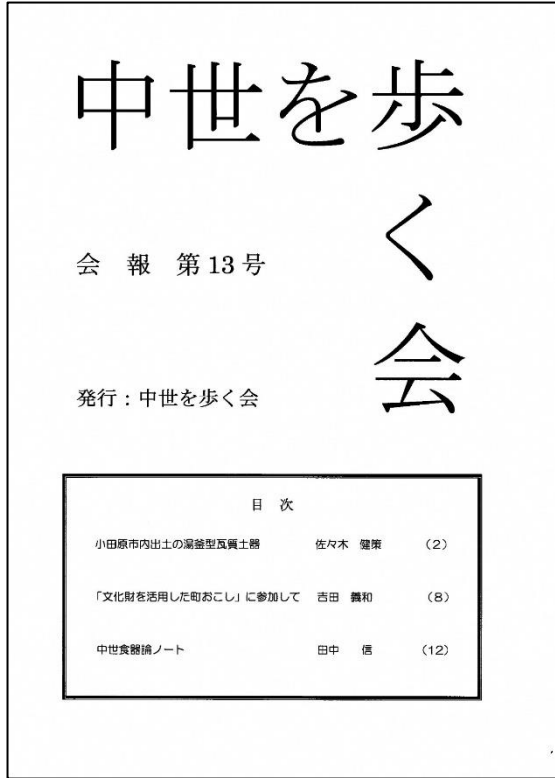
⇒本質に直結する価値や歴史的・自然的景観を低下させることなく、その時々のあるいは個々人の利害関係、満足感、流行だけに流されることなく、一時的な思いつきではない長期的視点から、量ではなく「質」の整備としての活用に取り組む。

②調査研究・学習活動の重要性

- まちは決して閉鎖された空間ではなく、どんな地域にも社会にも開かれている。それぞれのまちが持つ個性を尊重し、利己主義・自己愛に埋没しないで、開かれた社会の中で考える。
- 歴史・文化財はまちづくりの基礎になる。その歴史や文化財を正確に知ることが、「歴史を活かしたまちづくり」の前提。
 - 歴史的事実に基づかないまちづくりは、「歴史を活かしたまちづくり」といえるのだろうか？

参考資料

中世を歩く会 会報 第13号
発行:中世を歩く会
発行日:平成18年4月30日
(2006年)



「文化財を活用した町おこし」に参加して (抜粋)

吉田 義和

1 はじめに

2006年2月11日、埼玉県立歴史資料館において、企画展「まほろばの里・比企～慈光寺とその周辺～」の関連事業として表題のような寄り合い(意見交換会)が行われた。本会の会員は少なからず文化行政に携わり地域史研究にも深く関わっているから、文化財保護(保存と活用)という現代的課題に無関心ではあり得ないと思うので、参加しての感想をここに綴らせていただきたい。

2 寄り合いの概要

まず、岩手県平泉町世界遺産推進室の八重樫忠郎氏から基調報告があった。反発があったものの、個人住宅の発掘調査を漏れなく行うことで町民の雇用を創出し歴史の解明が進んだ。史跡の管理も業者委託から町民に行ってもらおうようにし、ボランティアガイドや基金も創設した。そして史跡指定や景観条例制定など、地権者の利害関係

が絡む難しい問題も住民の理解が徐々に得られたことにより達成されたという。そして、厄介ものの文化財を地域の魅力・アイデンティティの創出として活用するために、営利を主とすることなく、しかもニーズに応えられるようにする必要があると結ばれた。

次に、2人のコメンテーターから報告があった。まず(有)歴史環境研究所のチーフプロデューサー菅野進氏は、史跡整備のコンサルタントとしての立場から、実際に関わった事例も交えて「まちおこし」のプロセスと課題について報告された。その中で、現在の生活の中にどのように活かしていくか、地域住民や地域形成の資産として如何に活用するかという観点を基本に、様々な展開が可能であると結ばれた。東京大学大学院教育学研究科の押田貴久氏は、旧玉川村教育委員会で生涯学習の実務を行っていた経験と研究テーマである教育学の視点から、生涯学習によるひとづくり・まちづくりについて報告された。住民の主体性、地域全体で文化財を活かすという視点の重要性を指摘し、住民主体のマネジメント、人「財」育成につなげるべきであることを強調された。

最後に、コーディネーターである大東文化大学文学部専任講師宮瀧交二氏から、会場である歴史資料館の事業縮小化に対して利用者側からの存続運動が全く起こらなかったことに鑑み、博物館のあり方についての再考・反省の必要性について報告があった。そして、広域的なエリアを対象とした活動、地域住民と一体となった活動、展示・普及事業等の本来的な活動にプラスアルファとなる施設開放や商業・観光施設との複合化などの活動、地元自治体の行政との連携という「地域に開かれた博物館」としての4つの条件を提示し、埼玉県が進めている博物館施設再編・移管計画を批判された。

寄り合いのメリットを活かして、来場者からも文化財の保存・活用について様々な前向きな提言や質問が出され、文化財に対する熱い眼差しを体感することができた。

3 文化財を活用する前提

まず、文化財を活用するという以上は、その前提としての文化財に対する理解がねじ曲げられることがあってはならないということである。菅野氏の報告に、まちおこしの課題として「文化財のもつ学術的な認識ではなく、自分たちの身近な問題として、生活の中にどのように活かすことができるのかということ認識すること」が文化財を活かすキーワードだとあるが、これは誤りで、同氏も別の箇所「史跡や地域の本質」や「普遍的な文化財の価値」を理解・認識した上で活かすと述べるように、「文化財のもつ学術的な認識の上に立ち」とするのが正しいだろう。八重樫氏から、ボランティアガイド養成講座において「私の知っている歴史とは違う」と言い張る年配の受講生が少なからずいて、実際にガイドになれる人はそう多くないという報告があったが、これは重大な問題である。竹下

内閣の時のふるさと創生事業で史跡を整備し公園とするような事業が各地で展開されたが、ありえない天守閣が建てられ新しい「城」がまちのシンボルとなった事例も現にある。平泉のように徹底した調査によって歴史像を解明するという基本的な作業が行われているのであればよいが、それをなおざりにしたまま保存整備計画が進んでいってしまったら、誤った歴史像によってまちづくりが行われてしまうことになる。これが意図的に行われる可能性も無きにしても非ずで、地域のアイデンティティが捏造され、更にイデオロギー化されるというとんでもないことが行われる危険性をはらんでいると考えるのは杞憂だろうか。

4 保存整備計画策定の必要性

慈光寺においても、山寺としての歴史的な存在意義や変遷を学術的な調査によって解明していくという基本的な作業が必須であることは言うまでもない。これに基づく保存整備計画を策定すること、あるいは整備計画に学術的な調査をしっかりと位置づけることが必要である。その場合、何をその基本に据えるのかというと、慈光寺を説明する時にご住職も度々おっしゃる「静かな山の上に建てられた寺」であるということが外せないという実感を今は持っている。山寺の存在意義とでも言うべき僧侶の浄行に適した環境、空閑静所・山林樹下・奇岩奇石・巨木などをめぐる修行(実践活動)と学知に適した環境の維持である。そして、それが基になって東国の霊山として発展したことから古代・中世にかけて持経者の来訪・納経が行われ、坂東札所第9番として今も多く多くの巡礼者が訪れている。簡単に言ってしまうと、世俗から離れて自然と一体化し、風光明媚な景色が眼下に広がり、そして歴史が感じられるという環境があるからこそ、千数百年もの間文化財を伝えることができ、現在もなお信仰の山として崇められているのである。八重樫氏が「非日常」としての観光と指摘していたが、まさに非日常に触れられる環境(そこには僧侶の日常があった)は欠かすことができないだろう。こうした環境が失われてしまった時、慈光寺は慈光寺として存続できるのであるか。

また、計画性のない場当たりの整備事業は遺跡破壊にもなるということがある。1969年に慈光寺に通じる林道が完成したが、この時多くの板碑が出土し、在野の研究団体都幾川考古学研究会がまとめた板碑集録には林道工事中出土とされる出土地点の特定できない大量の板碑片が掲載されている。場所によっては瓦や甕の破片も多量に出土していたことが確認できるが、それにもかかわらず調査が行われることなく林道はつくられた。今では慈光寺も県の遺跡台帳に登録され、重要選定遺跡にもなっている。遺跡内では手続きを経ずに土木工事を行うことは法的にもできない。今後の整備事業で過去の反省を生かしてほしいと願っているのだが、実は近年も埋め立て

による道路拡張で失われた平場があるのだ。

計画性に関しては、もう一つ気になることがある。近年、篤志家による境内整備が行われ、境内や歩道は緑泥石片岩の敷石で覆われてモニュメントも多数つくられた。これらは、篤志家の信仰心や観光客を満足させるという面ではかけがえのないことで短期的に寺の「発展」に寄与するかに見られがちであるが、果たして、「静かな山の上に建てられた寺」としての慈光寺の本質についての認識、地域の文化財としての慈光寺という認識をどれだけ持って行われているのだろうか。もっとも、寺や篤志家を一方的に非難することはできない。こうした整備の一環で行われた弘長2年(1262)の「重忠」板碑復元の一件に触れよう。この板碑は慈光寺現存最古のもので研究者には知られていたものだが、かなり早い時期に4つに分断しており、慈光寺の土蔵前に寝かせて置かれていた。これが大きな緑泥石片岩の立石にはめ込まれるような形でコンクリートで固定され「復元」された。文化財の復元としては全くお粗末なものであるが、果たして土蔵前に置かれたままで文化財の保護になったのだろうか。寺や篤志家は、何とかしてこの貴重な文化財が日の目を見るようにと思ったに違いない。その時、村や県に相談を持ちかけたかどうかは知らないが、結果として文化財保護のための連携がとれなかった。お互いに文化財を守るための智恵を出し合い議論する機会があったなら、違った結果になったかもしれない。

5 無意識のうちの文化財保護

こうした保護は、ある意味で寺の意向や経営に規制をかけることで、延いてはまち全体に対する規制に関わる問題でもある。これに関しては、「文化財とは何か」について「無意識のうちに規制を受け入れる」ものだ、息をするのと同じように保護すべきものだという八重樫氏の発言が重要だ。規制という言葉が使われている点に、日本の場合、景観法や文化財保護法、条例などによる強制力が伴わないと景観や文化財保護が難しいという現実が如実に表われている。本来は、住民あるいは地域全体が当たり前のようにこうした歴史遺産や棚田などの文化的景観を含めた遺産を守り伝えていくという意識が大切だと思うのだが、それが、例えばヨーロッパの都市や農村地帯における遺産・景観保護に対する意識(＝無意識)と日本の意識との違いとなっている。もちろん、日本におけるこうした景観や文化財の破壊は1960年代半ば以降に急激に広まった現象であり、それを日本の体質からくるものとすることは一概にできないが、こうした現状においては、やはり計画性と法律や条例の整備と適用が重要な課題になる。「無意識のうちの文化財保護」の定着(回帰の可能性もあるが)を目標にしたいものである。

それに向けた動きを起こすのは、今だろう。日本の国土開発は全国総合開発計画に基づいているが、1998年に出

された第5次計画（五全総）は、全国規模の指針としては最後になると言われ、「21世紀の国土のグッドデザイン」と名付けられている。そこには高度経済成長やバブル経済時代の四全総までの施策に対する反省が述べられている。過疎・過密問題に対して画一的な地域形成を進めたが、結果として文化や生活様式の多様性を失い、都市・農村問題は解決されることなく、バブル期の日本型リゾート開発の大失敗も生んでしまった。生活空間のゆとりが失われ、地域の歴史、文化を物語る町並みや農山漁村の風景が崩れ、地域に保存・伝承されてきた伝統芸能や風俗習慣等の伝統文化も生活との関わりを失いつつある状況を生んだ。これを受けて、地域個性やその基礎となる歴史・自然が生かされる国土軸、文化や美観、アメニティに配慮したゆとりある生活景観の形成が新しい計画の基本課題に据えられたのである。

その中で、文化財の保護がキーワードになることは疑いない。そうした声が地域から大きく湧き上がってくるのが重要であり、文化行政や歴史学に関わっている者としては、そのために何ができるのか追求する必要性に迫られている。日本の景気は間もなく上昇に向かう。その時、バブル経済の反省を活かすことなく、「泡」の部分での投機的な土地への投資や開発、そしてそれによる文化財・景観の破壊が再び繰り返されることを恐れる。

6 信仰の山の文化的景観と世界遺産

平泉は奥州藤原氏の築いた文化を中心に、中尊寺領の骨寺村荘園遺跡を含んだ広い範囲で世界遺産を目指している。慈光寺はその藤原泰衡追討に際して源頼朝の祈願寺となり、それが成就したことで中世寺院として更なる発展を遂げたので、平泉とは無縁ではない。

世界遺産の関連で、「信仰の山の文化的景観」について触れておきたい。熊野が世界遺産に登録された時に日本でも議論された概念で、ごく簡単にまとめれば「信仰や宗教、芸術、伝統的慣習を通じて自然と地域社会との緊密な精神的関係を示す場」、文化遺産と自然遺産の融合として捉え、評価するというものである。これを基に慈光寺について考えると、山麓の山王社や正法寺・全長寺・多武峰といった神社・仏閣、慈光七木や七岩と呼ばれる巨樹・巨岩、巡礼道や修行の道、今回の企画展に出品されたような経典・仏像・工芸品などの有形文化財、そして、小川和紙や建具などの産業も慈光寺との少なからぬ関わりが考えられるし、今も地域に残る祭りや伝説などにも関連を窺わせるものがある。寺と村・町との交通などを考えると、麓の「宿」と呼ばれる町並みや耕地を含めた村落景観ももちろん関連しており、まさに「信仰の山の文化的景観」として評価されるべき要素を持ち合わせている。これは、慈光寺が総合的に捉えられるべき文化財であることを示しており、「エコミュージアム」の視点にも通じる、まさに「まちづくり」の基礎にも位置づけられるものである。今回の

寄り合いでも、会場から「慈光寺の僧坊で生活が営まれていたのなら、他の地域とのつながりは必ずあったはずだ」という的確な指摘がなされた。つまり、慈光寺を守るということは、単に宗教法人としての慈光寺を守ることでは全くなくて、地域、延いては地域社会全体の財産（法的に言えば国民共有の財産）としての文化財を継承することであるという意識を強く持つことが大切で、こうした視点はパネラー各氏も共通して強調されていた点であり、全く異論はない。ただ、漠然と考えられているそうした慈光寺との「結び付き」についても学術的な検討を経てその実態や本質を解明すべきであろう。

念のため触れておくと、ここでこうした視点を紹介したのは、何も慈光寺を世界遺産にしようと呼びかけるためではない。それぞれの地域に様々な遺産がたくさん存在している。それが世界遺産だろうが無指定の文化財だろうが、その地域にとって貴重な文化財であることには変わりがない。路傍の石仏も文化財である。それを地域の人々が正しく評価できるかどうかのポイントであり、世界遺産になれないのであればこんなものを保護する必要はないといったような風潮が蔓延することは何としても避けなくてはならない。

7 広域的な視点の重要性

歴史的景観、文化的景観として重視されるべきであるということは、慈光寺を取り巻く様々な環境、あの山全体を視野に入れて考えるべき問題であるとともに、山からの眺望さえも視野に入れた大きな意味での整備計画も策定する必要があるということでもある。バブル経済の時代、慈光寺周辺で3つものゴルフ場建設計画があった。このうち1つは建設されたが、これは乱脈融資事件で逮捕された元労働大臣の親族企業が関わっていたもので、慈光寺の南側正面に見える飯盛山（金毘羅山）にはこのゴルフ場が広がっている。ほかの2つのうち、1つは慈光寺の眼前、伝説を有する雲河原・女鹿岩から別所の天王山にかけて計画されたが住民の反対運動もあってバブルの崩壊とともに立ち消えとなり、もう1つは慈光寺の元塔頭霊山院の西側に広がる碑原に計画されこれも立ち消えとなった。もしこの2つも完成していたら、慈光寺の東、南、西はゴルフ場に囲まれることになり、ゴルフ場からは外秩父の山並みを一望できまさに大自然の中でゴルフを満喫できるのであるが、慈光寺から見ると風光明媚と言えるような景色ではなくなる。ゴルフ場反対運動は起こったのだが、こうした歴史的景観の保全という視点は当時はなかったと思う。また、遺物が濃密に散布するNo.126平場でも開発計画があった。更に、北側の小川町側では梵天山という歴史学・民俗学上おもしろそうな名前の山があったが、現在は採石場によって崩され、その近くの古寺岩跡も既に破壊され失われている。県指定天然記念物ヒカゲツツジの保護など採石場が絡んだ問題点を含む検討事

例も近隣にあるが、行政区に関わらずあの山全体が歴史的景観として保存されるべきであるという視点が認められるのであれば、県は積極的な調整機能を果たす根拠と期待を得ることができるだろう。

更に視野を広げてみよう。古代の山寺は何も慈光寺だけではない。遺跡としては日高市高岡廃寺や毛呂山町家庭遺跡、越生町坊地遺跡、ときがわ町多武峰瓦塔遺跡、医光寺跡、小川町慈光平遺跡があるし、古代の仏像も飯能市常楽院（高山不動）、毛呂山町桂木寺、越生町薬師堂、小川町地藏堂などがあり、飯能市子の権現などの現存寺院も含め古代仏教遺跡・遺品や山岳信仰の寺社堂庵が集中している地域であることが分かる。その中で中世にかけて慈光寺が中心的な寺院として発展したことは確かなのであるが、こうした事実はやはり外秩父山地と呼ばれている山系全体を視野に入れて考えていかなければならないことを示唆しており、山系の総合調査の必要性があるだろう。例えば、大分県国東半島の六郷山では六郷満山関係総合文化調査、六郷山寺院遺構確認調査、国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査などが行われている。失われつつある六郷山寺院の現状を記録・保存するために全体のほぼ9割にあたる57寺を調査し、測量や範囲確認などの考古学的調査を中心に、史料や仏像・石造物などの調査、法会や祭礼、信仰といった民俗調査を並行して行って六郷山の全体像を把握した。田染荘や国東郷などの荘園公領でも多角的な調査が行われており、現状の記録保存を通して中世村落の解明と復元が目指されている。

このように、各市町村はもちろんであるが、広域的な視点が重要になることから県の果たす役割は決して小さくない。県西部の歴史系の調査研究拠点である県立歴史資料館の役割は特に重要である。宮瀧氏の指摘の通り、外秩父山地を源にする各水系の視点に発展させることも可能であり、県立博物館関連施設の存在意義を原点に戻って冷静に再考する必要があるのではないか。その際、時間をかけながら事実上「比企歴史の丘構想」が立ち消えとなった事例を徹底的に分析する必要もある。文化財行政における基本方針をしっかりと確認することであり、それはその時々によって揺らぐような性質のものではない。「時代の流れ」と称しているものが言い訳と化されているように思えてならないのである。

8 生涯学習とまちづくり

1990年に生涯学習振興法が制定され、自治体の課名も社会教育から生涯学習へと変わったところが多かったが、私の実感では業務内容は特に変化していない。これがどうしてまちづくりと結び付くのかという疑問を抱く人も多いのである。例えば、もう大分前の話になるが、生涯学習推進計画の策定のために各課の施策の調整が行われた時、開発部局などからはなぜうちの課も関係するのかといったような質問が出されていたのを覚えている。

こうした状況は今も大して変わっていないのではないだろうか。生涯学習という言葉の広がりとは裏腹に、その本質はほとんど理解されていない。例えば、道路を作ろうとしよう。ルートはどうするか、どんな道にするか、最良の工法は何か、これらはその目的や状況によって選択されるべきものである。それを考えるのは誰か。それが住民であり、生涯学習社会というのはそうした住民本位のまちづくりのために専門的なものを含めた様々な知識を住民がいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる社会のことではないのか。「無意識のうちの文化財保護」に通じる視点でもあり、まさに生涯学習は文化財保護も含めたまちづくりなのである。八重樫氏は来客者のために文化財のごく近くに駐車場があればいいというものではない、あるいは遺跡保護のために道路のルートや工法の変更も可能であるという指摘をされたが、1992年に旧都幾川村が発行した『慈光寺周辺を見直そう 慈光山歴史公苑整備計画』も、一般車両の進入は山腹で止めるという画期的な内容になっており、慈光寺周辺の再認識や景観問題、整備による波及効果なども見据えている。しかし、おそらくこれは住民から出たものではなく、専門知識を持ったコンサルタントの仕事であろう。慈光寺の歴史や私たちの生活環境との関わりを正しく学習し、この遺産を活用するとともに後世に引き継ぐためにはどのような整備が必要なのかを議論する場があるのなら、住民が無意識のうちに文化財を保護し、「近くに駐車場があればいいというものではない」ことを自覚できるだろう。それは決して不可能ではない。1939～42年にかけて起こった東京市第三水道拡張計画に伴う旧平村貯水池反対運動は、「本村は武蔵国に於ける郷土資料の宝庫にし万一之を失わんか其の国家的損失は到底東京市民の一貯水池の利益を以って償う可らざるものあり」として全村民が歴史家を巻き込んで展開し、1953年、58年に計画が再浮上したが、結局断念させた実績がある。

文化財は、社会全体に役立つ公共財としての性格・価値がある。公共とは何だろうか。2003年の中央教育審議会答申で新しい「公共」の創造、国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成が提言され、翌年の生涯学習分科会審議経過報告でも新しい「公共」の視点の重視がうたわれた。「自らが社会づくりの主体となって社会の形成に参画する『公』の意識を持つことが重要」で、これにより「社会の活性化を図る」というものだ。国の報告だけに国家的観点に帰結しているが、これは本来的に私たちの生活・文化・社会の問題である。

9 おわりに

文化資本の問題には触れられなかったが、文化財自体が「商品」として消費されることがあってはならないことを強調しておきたい。

(小川町役場)